

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第142号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「廃棄物」の右に「(ふん尿を除く。以下同じ。)」を加え、「生活環境事務所及び」を削る。

第7条第3号及び第8条工場課の項第1号中「生活環境事務所及び」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)